

御岳ゴルフ&リゾート太陽光発電所

発電事業計画提案書別紙

株式会社日伸

日中通商株式会社

(株式会社日伸グループ子会社)

2020年10月16日

1/2	1. 株式会社日伸 グループ 保有発電所	P.2
	2. JAソーラー太陽光パネルカタログ	P.3
	3. 三社電機製作所パワーコンディショナーカタログ	P.5
	4. 排水施設能力照査 (森林法に基づく林地開発許可申請の手引 抜粋 第3 排水施設	P.6 P.12)
	5. 地盤調査報告書	P.22
	6. 保守・維持管理体制	P.34
2/2	7. 使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供の ガイドライン	P.35
	8. JAソーラーガイドライン公開情報	P.47
	9. 太陽光パネル・リサイクル・ユース	P.46
	10. 眺望影響報告書(眺望確認写真)	P.54
	11. 再生エネルギー事業の開発行為に関する協定書	P.66

使用済太陽電池モジュールの 適正処理に資する情報提供のガイドライン

(第 1 版)

2017年12月
(平成29年12月)

一般社団法人太陽光発電協会

本ガイドラインは、一般社団法人太陽光発電協会の「適正処理・リサイクル研究会」で作成しました。

<読者のみなさまへ>

全ての著作権は協会に帰属します。

特に規定のない限り、協会の事前の書面による許可なく、この出版物のいかなる部分も、いかなる形式、いかなる方法によっても、引用または利用することを禁じます。

本資料は、本資料作成時の著者の見解を示すものであり、本資料の内容を適用した結果生じたこと、また、適用しなかった結果について、著者は一切の責任を負いません。

一般社団法人太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 8F

<http://www.jpea.gr.jp/index.html>

はじめに

太陽光発電システムの設置量は、2012年よりの固定価格買取制度の実施により、大きく増加している。これらの太陽光発電システムは、将来使用済みになった時点で排出されることになるが、太陽光発電システムの中核コンポーネントである太陽電池モジュールは、将来の廃棄時の処理が円滑になされるように、前広な検討が必要であり、現にNEDO等のプロジェクトにて、リサイクル技術の開発がなされているところである。

一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な情報を処理業者に提供することとされている。

また、2017年9月に公表された総務省の実態調査の中では、地方自治体、排出事業者並びに産業廃棄物処理業者の中で、適正処理のために必要な情報をWEBでの提供を求める声が多いとされている。

このような中で、一般社団法人太陽光発電協会(以下「協会」という)は、適正処理に資する情報提供のガイドラインを策定・公表することとした。太陽電池モジュールの製造・販売事業者が、本ガイドラインに基づき、あらかじめ含有化学物質の情報を提供することによって、排出事業者(撤去業者等)が適正処理のために必要な情報を処理業者に提供する際の参考に供するものである。

本ガイドラインは、太陽電池モジュールが長期使用されること、屋根上等屋外設置されるものであること等より、機器への表示が劣化する懸念等を踏まえ、WEBでの情報提供を行うこととしている。

なお、末尾参考資料において、太陽電池モジュールの含有成分情報を記載している諸文献につき案内した。

地球温暖化問題やエネルギー自給課題等から、国内では再生可能エネルギーの固定価格買取制度の実施により、太陽光発電システムは普及期にある。製造業または輸入販売業に携わるJPEA会員各社、また非会員においても、本ガイドラインを活用いただき、現時点から、将来の廃棄段階を踏まえた行動をとることにより、国内における適正な廃棄処理に繋がることを期待している。

2017年12月(平成29年12月)

一般社団法人太陽光発電協会
適正処理・リサイクル研究会

目次

はじめに	3
1. 適用範囲	5
2. 目的	5
3. 用語、及び定義	5
4. 情報提供する対象物質の種類と閾値	6
5. 情報提供方法	6
6. 見直し	7
おわりに	8
適正処理・リサイクル研究会 名簿	9
参考	
1. 関連法制度規則の解説	10
2. 参考とした文献、制度	11

1. 適用範囲

日本国内向けに出荷される太陽電池モジュール（太陽電池のセル種別は問わない）
ただし、架台、パワーコンディショナ、分電盤、電力計、蓄電池等附帯的に設置されるものは除く。

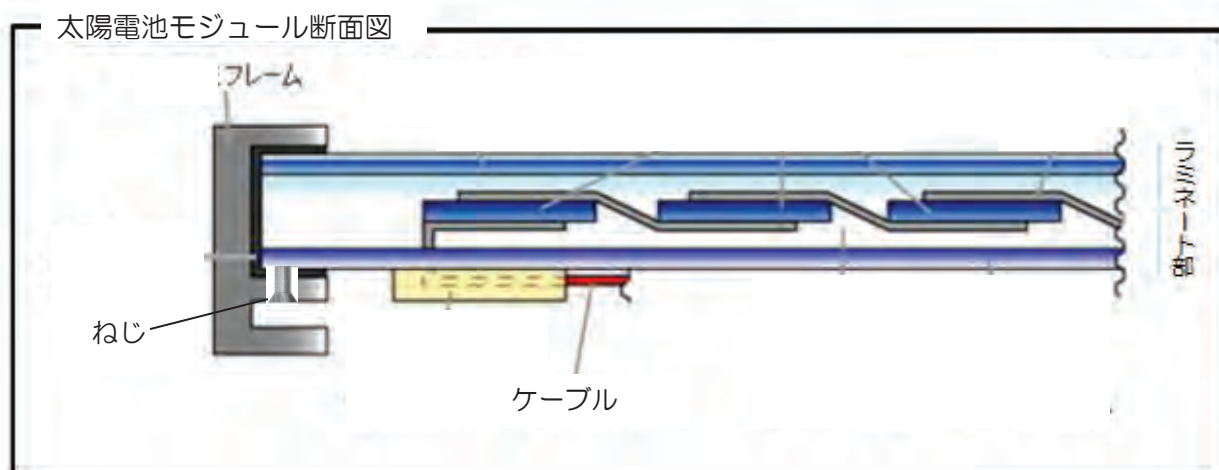
2. 目的

日本国内に設置された太陽電池モジュールが使用済みとなり廃棄物となった際に、これを処理する産業廃棄物処理業者や自治体等の適正処理に資するよう、モジュールに使用される環境負荷が懸念される化学物質の含有について、製造業または輸入販売業に携わる JPEA 会員各社に対応することが望まれる情報提供の在り方についてガイドラインとして示す。

3. 用語、及び定義

ガイドライン中での部位の呼称について

太陽電池モジュール	住宅の屋根やアレイに取り付けられる構造をした太陽電池。 容易に設置、接続ができるようにフレームやケーブルを有した構造。 特殊なものとしては、屋根一体型や建材一体型がある。
① フレーム	モジュール4辺に組付けられている枠。通常はこの枠に開けられた取り付け穴を使用してモジュールを設置する。一般的にこの枠はアルミ合金製。
② ネジ	フレームを組み付ける際に使用するネジ。 一般的に材質はステンレス製で、縦フレームと横フレームの連結部分に使用する。
③ ケーブル	モジュールの背面側の端子箱に接続されている出力連結用のケーブル。 一般住宅向けモジュールの場合、+極用、-極用の2本で長さは1 m程度、ケーブル先端には防水コネクタが取り付けられている。
④ ラミネート部	上記太陽電池モジュールから、①フレーム、②ネジ、及び ③ケーブルを外したものの。



- ・太陽電池モジュールを解体することを想定した場合、その容易さや資源価値等を考慮すると上述の4部位で区分管理することが現実的であると考えられ、区分の単位とした。

4. 情報提供する対象物質の種類と閾値

1) 対象物質

廃棄時に環境に影響を及ぼす可能性のある化学物質の視点と太陽光発電モジュールの種類に応じた含有の可能性の高さを考慮し、以下の4物質とする。

鉛、カドミウム、ヒ素、セレン

2) 含有率基準値

表示を行う際の含有率基準値は以下の通りとし、これを超える場合に4項に定める方法で表示する。

鉛：	0.1wt%
カドミウム：	0.1wt%
ヒ素：	0.1wt%
セレン：	0.1wt%

尚、対象物質の含有率は、比較的容易に解体できるモジュール部を構成する4つの部位（①フレーム、②ネジ、③ケーブル、④ラミネート部（端子箱を含む、①・②・③以外部分））毎の質量を分母、それぞれの部位中の対象化学物質含有量を分子とし、除して算出する理論値。

5. 情報提供方法

対象物質の含有情報については、適切な分別や処理が行われるために、使用者、撤去者、処理従事者等が、環境負荷が懸念される化学物質の含有情報を容易に認識できるよう、下記の方法にて行うこととする。

1) 情報提供方法

- ・個社のウェブサイト

2) 対象製品

- ・新製品のホームページ掲載時に表示することを基本とする。

過去に出荷した製品については少なくとも2012年度以降の出荷の製品についても基準値を超えるものは表示することが望ましい。（この時、未確認であるのか含有していないのかがわかるように、表示対応時期などを明示しておくこと）

3) 表示方法

- ・製品型式名を記載し、その製品に含有率基準値を超える対象物質が含まれる場合には、その対象物質と含有部位を表示する。なお、「含有率基準値を超える対象物質」がない場合は、その旨記載してもよい。

<イメージ>

種別	製品型式名	含有率基準値を超える対象物質	含有部位
結晶	CC001、CC002 … (複数型式の記載可)	鉛	④ラミネート部

※「含有率基準値を超える対象物質」欄に記載のない対象物質は、基準値以下である。

2) 個社の SDS(安全データシート)の保存

表示対象製品については、その製品の使用する部材の SDS を個社内で保存することが望ましい。

6. 見直し

技術の進展による製品変化や製造工程に変化があるものと想定し、表示対象物質、含有率基準値、表示方法等については、実態に即し効果があがるよう都度見直すものとする。

おわりに

協会としては、本ガイドラインが、会員会社だけでなく、広く認知され、積極的に活用され、太陽電池モジュールの適正処理が円滑になされることを期待している。

一方、太陽電池モジュールの適正処理に必要な情報として製造業者または輸入販売業者が提供が期待される情報の内容は、産業廃棄物処理業者の知見や処理の方法によりさまざまであると思われる。本ガイドラインによる提供情報では不足がある場合は、製造業者または輸入販売業者に照会されることをお勧めする。

協会は、その太陽電池モジュールの環境配慮設計アセスメントガイドライン(第1版)において「撤去、解体、適正処理・リサイクルのためにメーカーが必要と考える情報をユーザー、撤去業者、産業廃棄物処理業者に提供できるか(提供できる仕組みがあるか)」を評価の項目としており、協会としては、製造業者または輸入販売業者に対して、上記照会がなされた場合には、これらの情報提供がなされることを、期待するものである。

本ガイドラインは、協会の「適正処理・リサイクル研究会」で作成したが、その際、協会の過去の調査・研究を参照したことを申し添える。

以上

適正処理・リサイクル研究会 名簿

所属会社	氏名	備考
(株)カネカ	河野 正彦	
(株)カネカ	太田 信久	
京セラ(株)	辻 吉久	
京セラ(株)	田中 和文	
シャープ(株)	西堀 仁	
シャープ(株)	相原 史郎	
シャープ(株)	中島 聡司	
ソーラーフロンティア(株)	杉本 完蔵	
ソーラーフロンティア(株)	森内 荘太	
パナソニック	邑田 健治	
パナソニック	中川 尚治	
パナソニック	羽賀 孝弘	
三菱電機(株)	中嶋 永昭	
三菱電機(株)	今井 孝典	
(一社)太陽光発電協会	増川 武昭	事務局長
(一社)太陽光発電協会	亀田 正明	事務局
(一社)太陽光発電協会	岩田 一郎	事務局

参考

1. 関連法制度規則の解説

1) 情報提供関連

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法) :

特定有害廃棄物の処理については、判断基準が設けられている。そのために、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な情報を処理業者に提供することとされている。

② 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)

指定化学物質を製造、移動、または使用する事業者は、環境への排出量・移動量を適切に国に届け出るものとされる。

また指定化学品を事業者間で取引する際、化学品の譲渡・提供事業者に対し、SDS(化学物質等安全データシート)による有害性や取扱いに関する情報の提供を義務付けるとともにラベルによる表示を行うように努めることとされている。

指定化学物質には、鉛、カドミウム、砒素、セレンが含まれ、いずれも 0.1wt% (=1,000ppm) を閾値としている

2) 有害廃棄物関連

① 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法) :

バーゼル条約に対応する国内法であり、1992年に制定された。バーゼル条約で指定されている特定有害廃棄物等(有価物も対象とする)を輸出する際は、輸出の承認を受けなければならない。経済産業大臣へ申請を行い、写しが環境大臣へ送られる。環境大臣は相手国(輸出先)や通過地点の国の承認を得、経済産業大臣に輸出を許諾する。その後、申請者が経済産業大臣によって許可される。輸入の場合も、やはり承認が必要となる。承認後、環境大臣が輸出国に対して同意を行った後に輸入できる。

特定有害廃棄物の含有物質には、鉛、カドミウム、砒素、セレンが含まれ、閾値は、いずれも、荷姿に対して、0.1wt% (=1,000ppm) である。

3) その他汚染防止関連

① 土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法 :

産業廃棄物処理や環境汚染への対策や防止の観点から有害物質に関する基準等を定めている。

2. 参考とした文献、制度

本ガイドライン策定の際に参考とした報告書やガイドライン等の文献、含有化学物質に関する規制について、以下に記載する。

1) 参考文献

- 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第1版)
平成28年3月 環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画部 リサイクル推進室
含有量試験、溶出試験 (p.50~52)
- 太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書
平成27年6月 使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する検討会
含有量試験、溶出試験 (p.26~28)
- 平成26年度使用済再生可能エネルギー設備の等促進実証調査委託業務 報告書
平成27年3月 三菱総合研究所 環境省委託調査
溶出試験 (p.67~71、p.83~84)
太陽光発電協会が実施した溶出試験 (p.85~91)
- 太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査結果
平成26年3月 環境省、経済産業省
含有量試験、溶出試験 (p.36~39)
- 住宅用太陽光発電システムの普及促進に係る調査報告書
平成23年2月 三菱総合研究所 経済産業省委託調査
有害物質含有リスクに配慮した太陽電池の適正処理等のガイドライン (p.246~p.260)
- 廃棄物情報の提供に関するガイドライン
— W D S ガイドライン — (Waste Data Sheet ガイドライン)
平成18年3月 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
- 製品中の有害物質に起因する環境負荷の低減方策に関する調査検討報告書
平成17年7月 環境省 (財)日本環境センター

2) 含有化学物質に関する規制

- J-Moss : 「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 (The marking for presence of the specific chemical substances for electrical and electronic equipment) JIS C 0950」
平成20年2月
- REACH規則
REACH (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals) は、2006

年12月に可決し2007年6月1日から施行された。成形品（自動車、電気・電子製品、玩具等）の場合、高懸念物質が0.1重量%超含有していて、その総量が年間1トンを超える場合、欧州化学品庁へ届出する義務がある。また、高懸念物質が0.1重量%超含有しておれば、川下ユーザーや消費者に情報伝達する義務がある。

- RoHS指令

RoHS (Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment) は、2003年2月に発行し2006年7月1日から施行された。2006年7月1日以降、次の6物質群を含有する電気・電子機器は上市（販売）できない。

鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール (PBB)、
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)

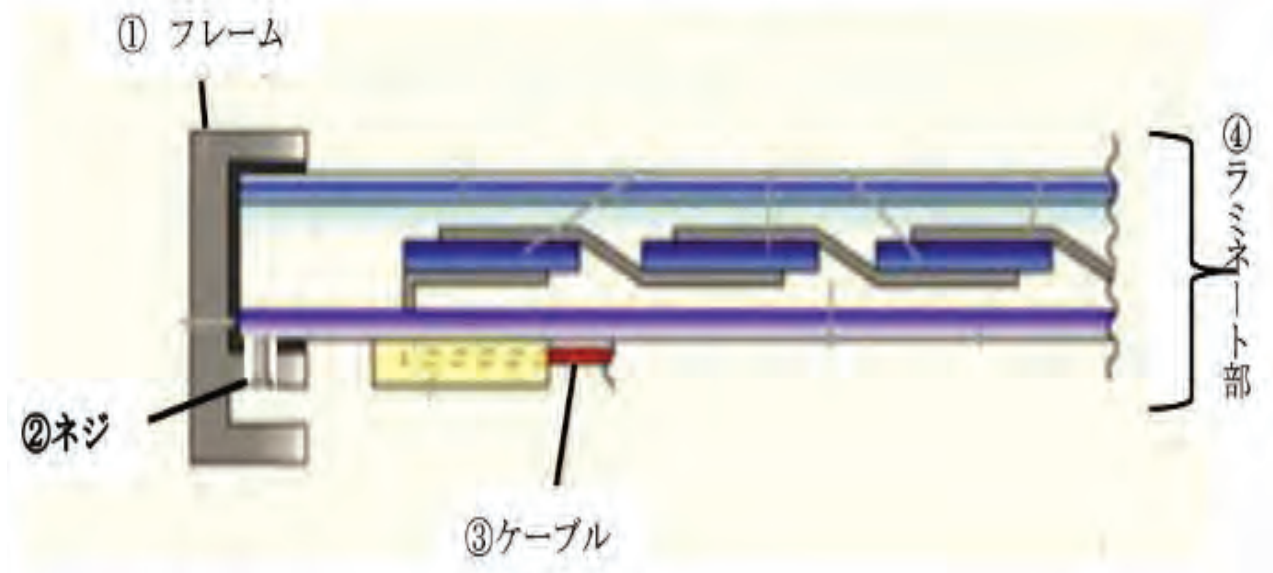
基準値は、カドミウムの0.01wt%以外 (=100ppm) は0.1wt%であり、この基準値の分母は、均質材料と呼ばれる全体的に一様な組成となる。

2015年6月のRoHS改正により、フタル酸系4物質が禁止物質に追加されている。
太陽電池モジュールは適用除外製品となっている。

JAソーラ PVモジュールメーカーの廃棄向け公開情報

【対象部位】

- ① フレーム
- ② ネジ
- ③ ケーブル
- ④ ラミネート部（端子箱を含む、①・②・③以外部分）



【有害物質含有率】

対象物質	含有率 (各モジュール、各部位共通)
鉛	基準値 (0.1wt%) 未満
カドミウム	基準値 (0.1wt%) 未満
ヒ素	基準値 (0.1wt%) 未満
セレン	基準値 (0.1wt%) 未満

太陽光パネルリサイクル・リユース



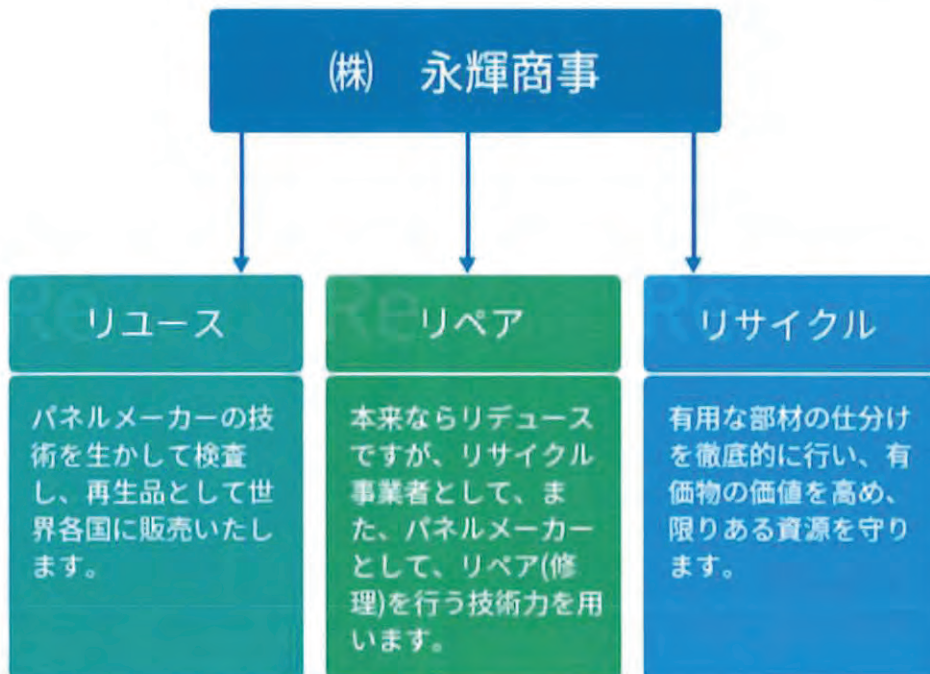
処理・処分にお困りのユーザー様

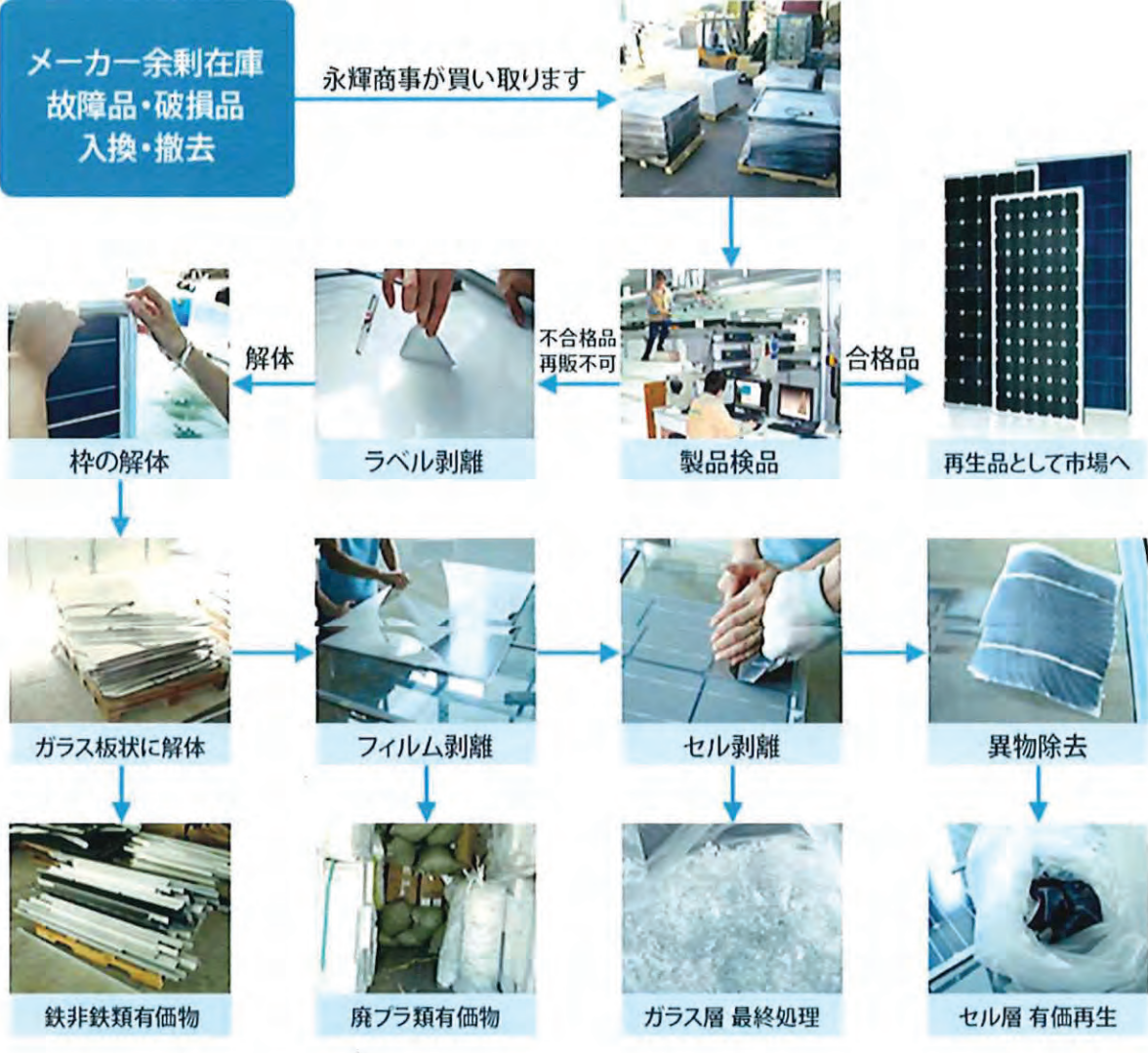
(株)永輝商事では、太陽光発電事業者として、太陽光発電の普及、推進を進めるだけでなく、本業のリサイクル事業の技術力を生かし、太陽光パネルの3Rにも力を入れております。

メーカーの余剰在庫品や企画外品のリユース・リサイクルを始め、昨今の天候不順による故障品や破損品等を再生化技術を持って全ての太陽光パネルを有価にて購入致します。

現地での撤去作業から、配送、また、修理必要品の交換迄、請け負います。

地球環境にやさしく、限りある資源を守る為、
永輝商事へ相談してみませんか？





モジュールリサイクル実績 (2014年5月末)



永輝商事 リユース太陽光パネルへの取り組み（ミャンマー連邦共和国）

今回は、ミャンマー連邦共和国の村へ弊社リユース太陽パネルを設置します。通称ミャンマーは、東南アジアのインドシナ半島西部に位置し、タイ、ラオス、中国などと国境を接する多民族、共和制国家です。国土の大半が熱帯又は亜熱帯に属し、気温や降水量は地域により差異が大きい。GDPは高く無く、後発開発途上国と位置づけられ、まだまだ満足なインフラ状況とは言い難く、必要な電気の供給を望まれている。



補助と合わせて、各戸に設置出来る様に。村の一大事業となりました。



屋内配線も当然、テスターでチェックを行いながら結線していきます。



補助と合わせて、各戸に設置出来る様に。村の一大事業となりました。



雨、風に負けない様、十分注意し設置。



屋内配線も当然、テスターでチェックを行いながら結線していきます。



バッテリー、インバーターの設置完了。



遂に、通電。暗闇が、LEDライトで照らされ明るくなりました。



明りの下で、笑顔の記念撮影。



照明の付いた明るい室内で、夕食を楽しむ事が出来る様になりました。



明るくなった室内で、食事後は家族、友人とダンスまで堪能。



弊社の取り組みは、大統領からもご支援をいただいています。

ミャンマー以外にもインドネシア、ネパール、インド、ウガンダ、コンゴ等、世界各国で弊社のリユースパネルが活躍しています!



会社概要 About Company

会社名	株式会社永輝商事
設立	1998年10月28日
資本金	9,800万円
従業員	2017年9月現在、84名
代表者	取締役会長 山下 健伸 代表取締役社長 富士 靖史 取締役 吉田 達生 取締役 久保田 徹 取締役 王 遠朝 監査役 山中 一郎
業務内容	ソーラーパネル、シリコンリサイクル、太陽光発電導入事業、不用品回収業務 デジタルフォトフレーム、電子タバコ販売 新品・中古パソコン・周辺機器・中古計測器の買取・販売・リサイクル業務 輸出入業務・資源材料の買取・リサイクル業務
取引銀行	三菱東京UFJ銀行 大井町支店 みずほ銀行 芝支店 三井住友銀行 五反田支店

木曾御岳ゴルフクラブ太陽光発電所

眺望影響調査報告

眺望確認写真

日中通商株式会社・株式会社日伸

目 次

1. 眺望影響確認 撮影位置図・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 発電所完成イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
3. 眺望確認写真・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～9
4. 信州ふるさとの見える丘眺望確認写真・・・・・・・・ P 10～11

眺望影響確認 撮影位置図



No.	撮影箇所
①	御嶽ロープウェイ山麓駅舎
②	御嶽ロープウェイ山頂駅舎
③	御嶽山7～8合目
④	8合目女人堂
⑤	9合目石室山荘
⑥	覚明堂跡
⑦	二の池付近
⑧	木曾馬の里
⑨	地藏峠
⑩	九蔵峠
⑪	開田高原 柳又
⑫	東大 木曾観測所
⑬	キビオ峠
⑭	木曾古道1
⑮	木曾古道2
⑯	御嶽古道
⑰	道の駅 木曾福島

信州ふるさとに見える丘	
⑱	開田高原下の原
⑲	城山展望台
⑲	九蔵峠展望台
⑲	柳又御嶽山展望台

その他	
	発電所予定地からの御岳山
	御嶽山山頂からの眺望

眺望確認写真

No.1



撮影地① 御岳ロープウェイ1

計画地までの直線距離:8.0km

ロープウェイ車内より撮影

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日:2019/5/4



撮影地② 御岳ロープウェイ2

計画地までの直線距離:約9.0km

飯森高原駅付近の神社より撮影

矢印の稜線により計画地は見えない

※鹿ノ瀬駅からの目視は山面に閉ざされており不可

撮影日:2018/7/26



撮影地③ 7~8合目

計画地までの直線距離:9.5km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日:2019/5/4

3

眺望確認写真

No.2

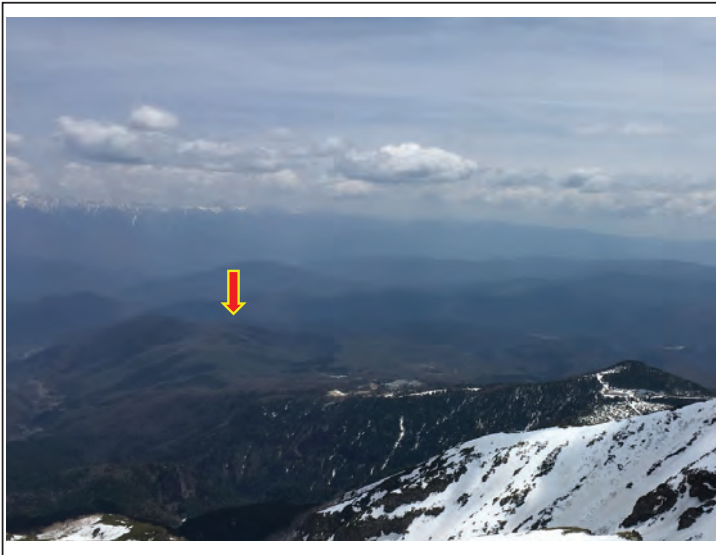


撮影地④ 8合目付近

計画地までの直線距離: 10. 0km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/5/4



撮影地⑤ 9合目 石室山荘

計画地までの直線距離: 10. 5km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/5/4



撮影地⑥ 覚明堂跡

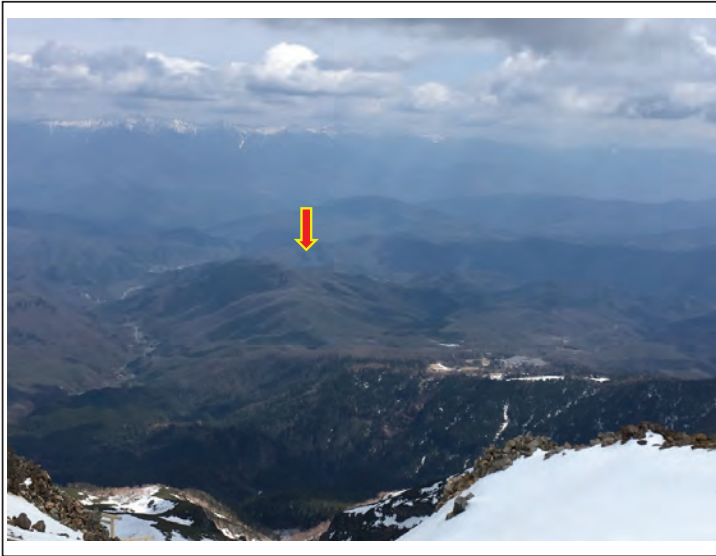
計画地までの直線距離: 11. 1km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/5/4

眺望確認写真

No.3



撮影地⑦ 二の池付近

計画地までの直線距離: 11.2km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/5/4

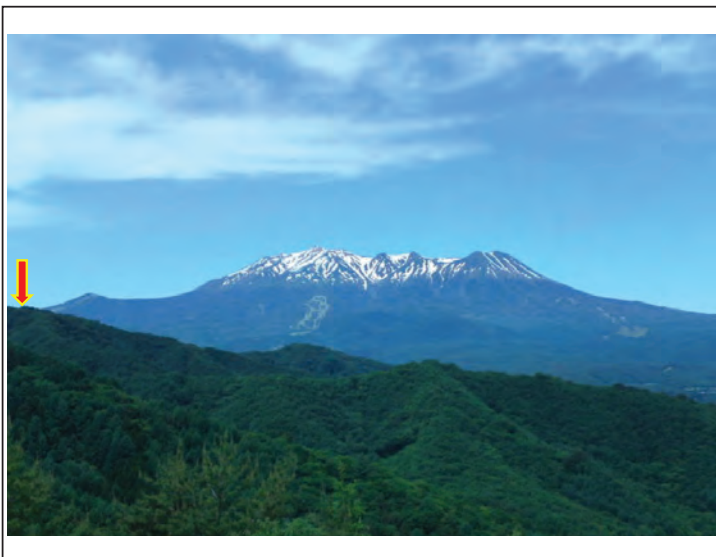


撮影地⑧ 木曾馬の里

計画地までの直線距離: 10.5km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2018/5/8



撮影地⑨ 地蔵峠

計画地までの直線距離: 9.5km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2018/5/28

眺望確認写真

No.4

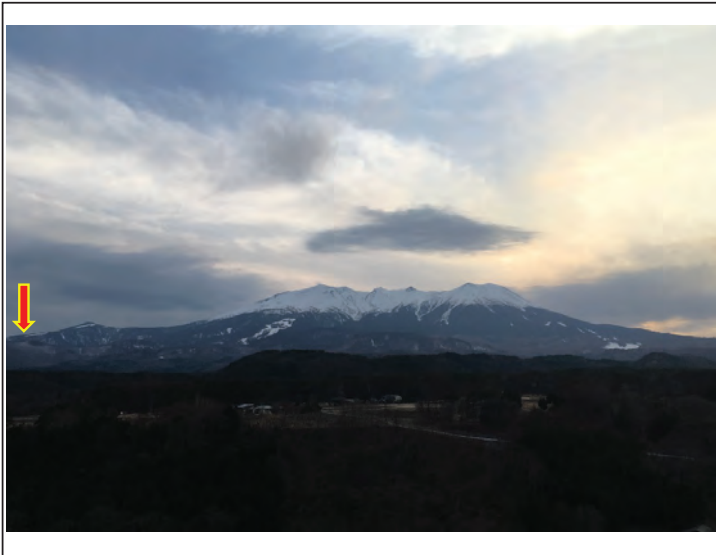


撮影地⑩ 九蔵峠

計画地までの直線距離: 10.4km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2018/5/15



撮影地⑪ 開田高原 柳又

計画地までの直線距離: 9.5km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/3/25



撮影地⑫ 東大 木曾観測所

計画地までの直線距離: 6.0km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/3/25

6

眺望確認写真

No.5



撮影地⑬ キビオ峠

計画地までの直線距離: 14.7km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/3/25



撮影地⑭ 木曾古道1

計画地までの直線距離: 13.4km

木曾古道の上から撮影

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/3/25



撮影地⑮ 木曾古道2

計画地までの直線距離: 13.1km

駒の湯上段から撮影

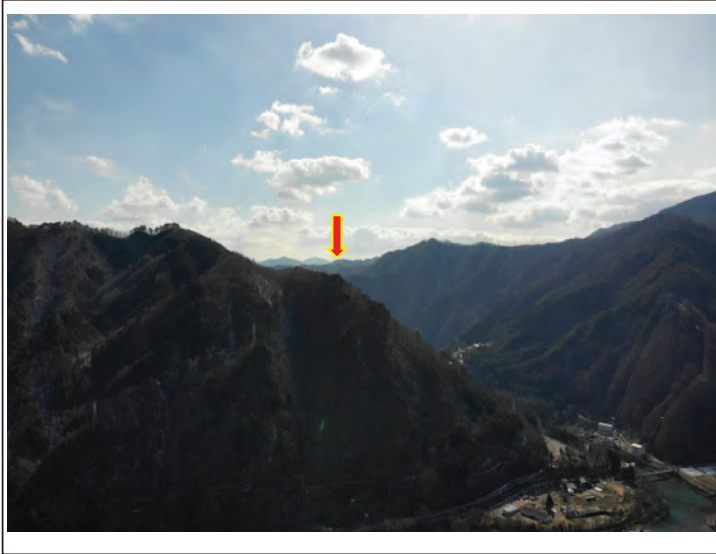
矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/3/25

7

眺望確認写真

No.6



撮影地⑩ 御嶽古道

計画地までの直線距離:4.0km

合戸峠付近から撮影

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日:2019/4/10

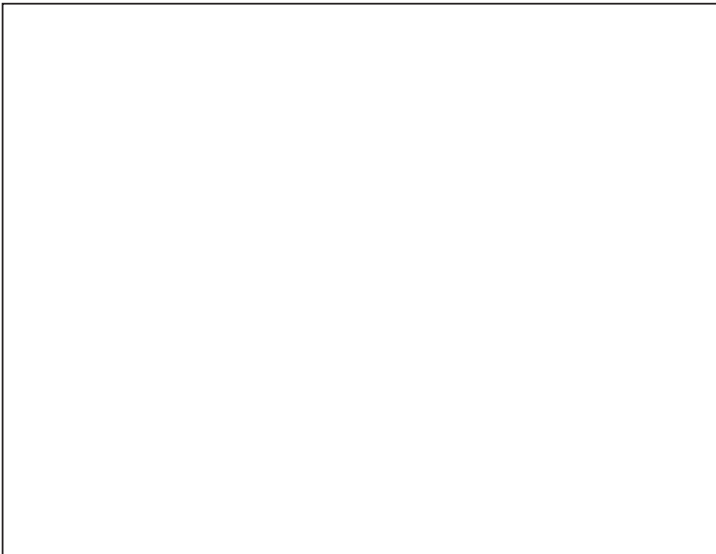


撮影地⑪ 道の駅 木曾福島

計画地までの直線距離:8.5km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日:2019/4/10



撮影日:

8

眺望確認写真

No.7

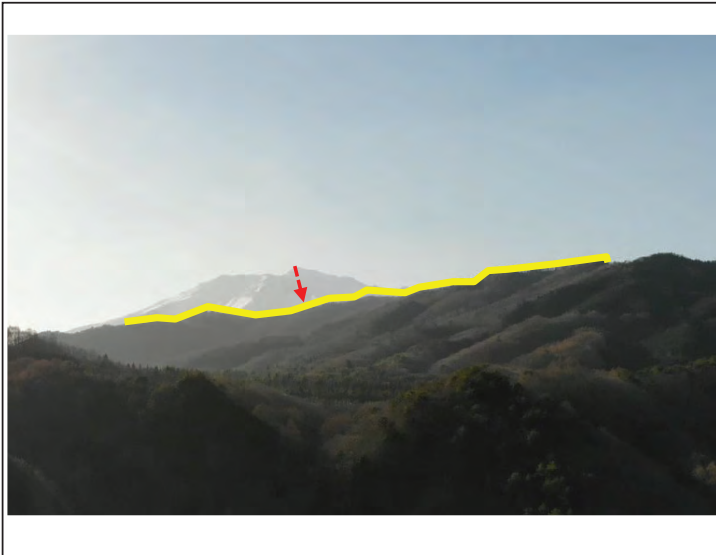


撮影地 御岳ゴルフ場敷地内

計画地までの直線距離:11.1km

御岳山頂からは山陰で見えない

撮影日:2018/3/20

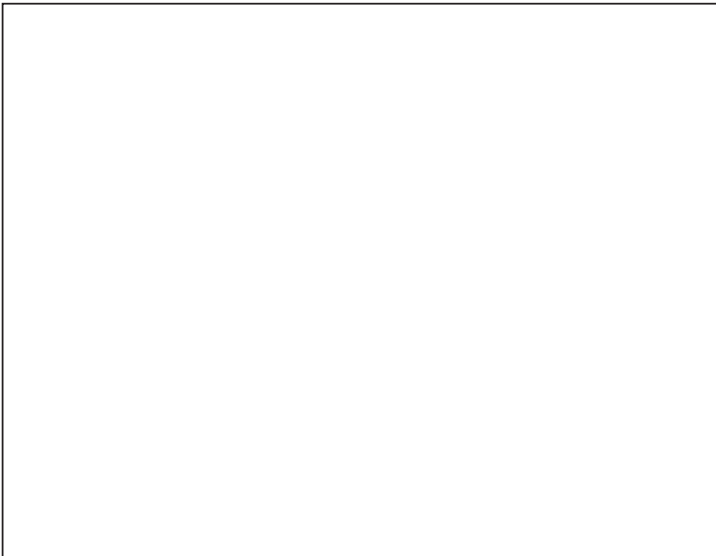


撮影地 御岳ゴルフ場敷地内

計画地までの直線距離:11.1km

御岳山頂からは山陰で見えない

撮影日:2018/3/20



眺望確認写真

No.8



県指定 信州ふるさとの見える丘
撮影地⑱ 開田高原下の原

計画地までの直線距離: 10.5km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/6/11



県指定 信州ふるさとの見える丘
撮影地⑲ 城山展望台

計画地までの直線距離: 11.8km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/6/11



県指定 信州ふるさとの見える丘
撮影地⑳ 九蔵峠展望台

計画地までの直線距離: 10.4km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日: 2019/6/11

10

眺望確認写真

No.9

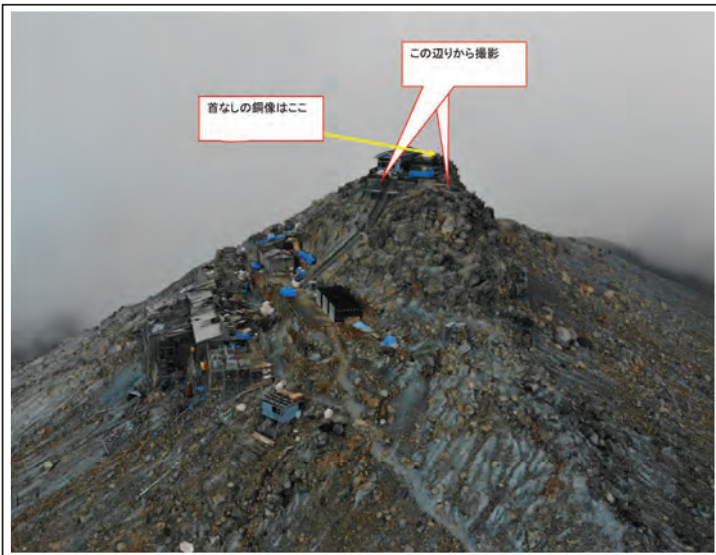


県指定 信州ふるさとの見える丘
撮影地⑪ 柳又御嶽山展望台

計画地までの直線距離:9.5km

矢印の稜線により計画地は見えない

撮影日:2019/6/11



山頂からの撮影位置

撮影日:2019/7/24



山頂からの写真

撮影日:2019/7/24

11

様式第 1 号（指針第 6 関係）

再生可能エネルギー事業の開発行為に関する協定書

木曾町地域の健全な発展と調和とれた再生可能エネルギー事業の促進に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、木曾町長（以下「甲」という。）と、事業者 日中通商株式会社（以下「乙」という。）との間において、乙が施行する 太陽光発電施設の設置および運用（以下「当該開発行為」という。）の実施にあたり、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第 1 条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

- (1) 事業種類 太陽光発電所の設置および運用
- (2) 事業場所 木曾町 三岳 8 2 2 2 - 3 0
- (3) 事業規模 面積 7 6, 1 7 2 m² 発電出力 1, 2 5 0 kW
- (4) 協定対象期間 令和 1 年 1 1 月 1 4 日（協定締結の日）から事業終了後、乙の撤退まで

（乙の責務）

第 2 条 乙は、事業の実施に当たっては、関係法令及び木曾町地域の健全な発展と調和とれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例（平成 28 年条例第 20 号）、同施行規則（平成 28 年規則第 11 号）の規定を遵守し、誠実に履行するものとする。

（着手及び工事の完了）

第 3 条 乙は、第 1 条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して開発行為着手届出書（様式第 2 号）を提出するものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して開発行為完了届出書（様式第 3 号）を提出するものとする。

（事業の変更）

第 4 条 乙は、第 1 条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の終了）

第 5 条 乙は、第 1 条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について甲と協議するものとする。

（協定の存続）

第 6 条 第 1 条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

（排水の適正な維持管理）

第 7 条 乙は、当該開発区域内からの排水については、下流域に汚濁や災害等を及ぼすことのないよう適正な維持管理に努めるものとする。

(災害の対応)

第 8 条 乙が当該開発区域内及び既存道路等関連する区域で、工事完了後乙の工事施行が原因で当該開発行為による工作物及び公共施設の破損、災害等が発生した場合は、乙の責任とし、速やかに甲に報告するものとする。

(災害復旧の経費負担)

第 9 条 前条の破損、災害等の復旧に要する経費は乙の負担とし、甲の技術指導を受け、発生後速やかに復旧するものとする。

(周辺住民への配慮)

第 10 条 乙の当該開発行為に関連する区域での工事中及び工事完了後において、周辺住民の良好な環境や安全を阻害することのないように、乙の責任と負担において、必要な措置を講ずるものとする。

(所有者変更)

第 11 条 乙の都合により、当該開発行為に伴い築造された再生可能エネルギー設備、及びその他の附帯施設等の所有者、又は土地の所有者が変更になる場合は、乙は変更後の所有者に本協定書の内容を十分に説明し、承継するものとする。

(期間終了後の維持管理)

第 12 条 乙は、太陽光発電事業を行う場合は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づき認定を受けた固定価格買取期間の終了後においても、引き続き適正な維持管理を行うものとする。

(疑義の処理)

第 13 条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙両方で協議するものとする。

(特約条項)

第 14 条 甲は乙に対し、以下の条項を遵守することを確約した。

- ① 工事に辺り、伐採したコース内の樹木は甲の敷地内にて処理または、法令に基づいた処理を行う。また、町役場からの要望があった場合、燃料としての提供するものとする。
- ② 伐採する樹木は日照に影響のあるもの最低限度とし、伐採した樹木と同数・同種の樹木を所有地内に植樹、育成していくものとする。
- ③ パネル、パワーコンディショナー等の発電設備を設置しない空地部分に関しては現状の芝を維持し、緑化を図るものとする。
- ④ 発電所内の草木について、その手入れ、草刈等を行う場合は除草剤を含む薬剤類を使用しないものとする。
- ⑤ 災害時の連絡体制表ならびに甲が加入した災害保険情報を乙に提出するものし、変更があった場合は速やかに乙に報告するものとする。
- ⑥ 発電事業を継続せずに辞める場合、パネル等の太陽光発電設備一式を撤去し、現状復帰するものとする。
- ⑦ 本条⑥の撤去時や故障等による設備交換を行う場合、破損・故障した設備は敷地内に残置せず、修理日時点での各種法令、ガイドラインに沿って適切に処理すること、および可能な限り、リサイクルすることとする。

- ⑧ 発電所の発電事業期間中、現状回復に必要な費用として着工時に金1,000,000円也、
発電開始後は毎年、金500,000円也の積立を行い、毎年積立の記録を乙に提出するもの
とする。
- ⑨ 甲の親会社であり、事業場所の所有者である株式会社日伸(以下「丙」という)は、本
協定書の甲の責務を連帯して保証するものとし、甲から別の事業者へ事業が承継された
場合も同様に連帯して保証することを確約する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙各自記名押印のうえ、各自1通を
保有するものとする。

令和1年11月14日

甲 長野県木曾郡木曾町福島 2326 番地 6
木 曾 町
上記代表者 木曾町長 原 久仁男 ⑩

乙 東京都品川区大井一丁目25-1
第2河野ビル
日中通商株式会社
代表取締役 山下 健伸 ⑩

丙 東京都品川区大井一丁目25-1
第2河野ビル
株式会社日伸
代表取締役 山下 健伸 ⑩

本著作物の著作権は株式会社日伸およびそれぞれの項目に関連する会社および団体が所有します。

2016-2020©NISSIN.CO.,LTD.